

平成21年度第1回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第9回)

日 時：平成21年8月12日(水)午後2時から午後4時20分

場 所：山梨県環境整備センター会議室

出席者： 委員

上神取区長	赤岡 繁
浅尾区長	篠原 眞清
東光区長	大久保利彦
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
北杜市副市長	三井 弘之
北杜市生活環境部長	堀内 誠
北杜市環境課長	由井 秀樹
北杜市明野総合支所長	村田 茂
山梨県森林環境部理事	榊原 章男
山梨県森林環境部環境整備課長	橋田 恭
山梨県中北林務環境事務所長	岩下 正孝

事務局

財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	石合 一仁(委員兼務)
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	安藤 幸夫(")
財団法人山梨県環境整備事業団センター所長	岩下 和夫(")
財団法人山梨県環境整備事業団総務課長	西川 秀之(事務局)
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	野中 俊宏(")

欠席

御領平区長	三井 勝
下神取区長	清水 照三
浅尾新田区長	長田 史
中込区長	清水 和雄
浅尾原区長	長澤 豊

配付資料

次第

席次表

委員名簿

平成20年度環境モニタリング結果(資料 No.1-1)

平成20年度環境モニタリング調査地点図(資料 No.1-2)

平成21年度環境モニタリング結果(資料 No.2)

平成21年度山梨県環境整備センター廃棄物受入実績(資料 No.3)

<事務局>

それでは、定刻を過ぎていますので、始めさせていただきたいと思います。委員の皆様方にはお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、平成21年度の第1回山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、まず当委員会が今年度第1回目でありますし、それから委員の皆様方も新任の方が多いということもございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員各位により自己紹介が行われる)

<事務局>

どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、当委員会の委員長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

<委員>

あの、委員長が挨拶をというお話なんです、今まで地元の委員が委員長を務めさせていたというような経緯はあるようでございますが、新任の方も相当いらっしゃいますし、そもそも委員長は要綱によりますと互選だといっているわけでございますが、私どもも変わりました、そのままそういう職で良いのかどうかというのは、いかがかなという気もするんですけども、委員の皆様方のご意見をお伺いしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

<委員>

私見でございますが、今までの経緯もございますし、地元をよくご存じで、なおかつ地元の代表でもいらっしゃいますので、今までのスタイルを継続して実行していただくのが妥当かなというふうに思っています。

<事務局>

どうもありがとうございました。それでは、引き続き住民の代表ということでお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

<委員>

ちょっとよろしいでしょうか。今、委員さんがあえてそういうお話をされたということですが、当然経緯がありますからその経緯を尊重することは大事だと思いますが、この委員会の有り様、委員会そのものを客観的な立場でしっかりと運営していくという意味合いもお考えいただいた上で、従前そのような形で委員長をお願いしているということであるとは思いますが、意見としてですね、皆さんがなければあれでしょうけれども、私はこの委員会そのものに関しましても、特に大変失礼ですが、今は委員長さんの話が出ましたが、せっかく組織ということでの話ということで話をさせていただきたいと思いますが、この委員会が私ども地元の人間にとりますればまさしく将来にわたって命がかかっている処分場というふうな受け止めをさせていただいております。その処分場の運営に関しまして客観性を持ってしっかりと問題点を知り、そういう公害を防止する手だてをとっていく唯一の、この委員会はそういう責務を持たされている委員

会だというふうに理解しております。

ですから、委員長に関しましては、私は何も申し上げるつもりはありませんが、もしできうれば、特に素人の私たちには分からない客観的なデータをこの委員会は評価をしなくてはならないという立場からすれば、専門の委員の皆様を、今現在は2名の方がご出席いただいておりますが、私見からすれば、北杜市でも1名専門委員を出していただく、それから住民サイドからも1名専門委員を出していただいて、それぞれの立場の中でデータをしっかりと評価していかないと、客観的な評価はできないじゃないかなというふうに大変危惧いたします。

今ご出席いただいている専門家の方がどうのこうの申し上げるつもりはありませんが、この間この処分場の設置に関しまして、2名の専門の方たちはこの計画を良しとして進めてきているお立場の方たちでいらっしゃると思います。その方々が、この出てくるデータを評価していくということであらうと良いのかなと、私は非常にその点を心配いたします。

中立性、そして客観性を持った評価をこの委員会がしていかななくてはならないという立場からすれば、私は先ほど申し上げましたとおり、市も市民の健康を守るという責任上、ここから出てくるデータが客観的に良いのかどうかは、市から選ばれた、市の皆さんが選んだ専門委員さんの意見を聞いて私たち委員が評価をする、それから住民サイドからも専門家の方を出していただいて、その方の意見を聞きながら、この委員会で、要するに公正に評価をしていくという形の委員会でない、本当の意味の、この委員会の意味合いが私はなくなってしまっているのではないかと。言葉が過ぎたらお許しをいただきたいと思いますが、形だけの形骸化した委員会になってしまうのではないかと。

もしそうだとするならば、地元で生きていく人間として、あるいはこれから将来地元を担っていく子供、孫のためにも私たちは責任を果たしたということにはならないというふうに地元の間人間として心配しております、是非そのこともこの委員会の冒頭でご検討いただきたいと思えます。すでにその検討が従前の委員会で行われているとするならば、それに対する見解を、委員会としての見解を是非ここで披露していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

委員長人事に関しまして、議長人事に関しましては、私は何も申し上げません。

<委員>

私もですね、基本的にこういう大事な委員会ですから経緯もあるでしょうけれども、職責だけです、復命だけで、これで委員長だというのはいかがかという思いもありまして、本来こういう委員会の委員長というのはやはり専門的な知識を持った学識経験の方にお願いをするべきではないかと、このように思っているわけですが、今の委員さんのお話のような意見もございまして、その辺は十分皆さんの意見を出していただいて、お決めしていただいた方が良くないかと、そんなふうに思っています。

<事務局>

委員の選出につきましては、北杜市さんとも県の方とも相談する中で、北杜市、それから地域住民としましては旧朝神8地区の区の代表という形で区長さんが委員になっております。

それから学識経験者として、従来から明野村で設置してあります検討委員会のメンバーの先生、それから山梨県の環境審議会の委員の先生を専門委員という形の中で2名を選出させていただいているところでございます。

それから、委員長という形につきましては地元の住民の代表、あるいは地元をよく知っている

という形の中で、当初からお願いしているという形でございます。

<委員>

よろしいですか。あのもう一点、今ご発言をいただきましたが、そもそも論の話をさせていただきませんが、安全管理委員会という委員会の持つ性格からしてですね、この処分場を運営する事業団の方が委員としてこの委員会に入るということで、安全管理委員会としての機能を十分果たせるのでしょうか。私は非常に危惧いたします。

参考人といいますか、当然データをお持ちは事業団でありますから、データを発表していただく参考人という立場で、それからご意見をいただく、実情を報告していただく、それらは当然のことだと思いますが、安全管理委員会の委員ということで入っていることが問題はないのでしょうか。私は非常にその点を心配するんですが、いかがでしょうか。

<事務局>

安全管理委員会の設置につきましては、県と事業団、それから北杜市で結びました公害防止協定の第9条ですか、委員会を設置するという形になっております。

甲乙丙及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものという形の中で、甲というのはあくまでも県、それから乙が事業団、それから丙が北杜市、北杜市には地域住民も含まれます。それに専門委員という形の中で公害防止協定に定めてあります。そのために設置された安全管理委員会でございます。

<委員>

今ご説明いただきました。確かに公害防止協定に基づいて、事業団さんの位置付けもあることは私も承知しておりますが、私は地元の間人としてこの安全管理委員会の持つ意味というか、安全管理委員会の持つ責任の重さ、それから客観性を重要視する委員会であるべきだという点を考えてみれば、公害防止協定にそういうことがうたってあったとしても、その辺は協議されて委員会設置、委員の設置というか選考をしてもやぶさかではないというふうな思いの中からお話をさせていただきました。

<事務局>

委員会を作る上では、多分今委員さんからいわれたように、そういうことも加味しながら人選をやってきたのではないかと、設立されたのではないかと、私どもはそういうふうに思っておりますけれども。

<委員>

私が心配するのは、今いいましたように、この委員会が持つ責任上ですね、非常に客観的な評価に耐えられる、あるいは地域の人たちが安心してこの委員会の結論を受け入れられるような委員会であるべきだという思いの中で考えた時に、果たしてそれで良いのかなという思いがありましたから。もちろん協定等にそういうことがうたわれていることは承知をしながら話をさせていただきました。

<事務局>

ご案内のとおり、安全管理委員会につきましては、ここ1年半にですね、公害防止の細目規程、モニタリングの項目とか回数とか、そういうものを全部この委員会で決めてきております。また、災害廃棄物の搬入の規制緩和についても決めてきておりますし、過去1年半で処分場の安全管理についてそれなりの実績を作っていました。

それから、現地のその都度の視察ですね、ベントナイトをやる時とか、遮水シートをする時なんか、現地視察等をする中で確認をしてきておる委員会でございますので、きちっとした対応は過去にしてきたというふうを考えております。

今後につきましては、多分、処分場が5月21日から廃棄物の搬入等がされておりますので、それに基づいたモニタリング結果とか、あるいは緊急の対応とか、そういう諸々のことについて色々ご論議いただく中でご意見をいただくような組織になっていくんじゃないかというように個人的には思っているところでございます。

<委員>

この議論にですね、時間をかけることは、大変この委員会の進行上迷惑をかけてはいけませんからこの位にしておきますが、ただ一点だけ申し上げさせていただきますが、安全管理委員会で細目を決めることになって、決めたからそれでいいんだと、手続きはそうですよ、おっしゃらなくても私も分かってますよ。

しかし、ここに臨んでいる委員さん方ですよ、特に重要視される地元の委員さんたちを考えてみて下さいよ。専門的なことが全く分からない1年交替の区長さんですよ。そんな人たち、そして大変申し訳ない、市の職員の皆さんだってそんな専門性のあることはなかなか難しいと思うんですよ。

そういうものの中で、ことが決められてきているということの中で、私は本当に客観性を持った協議という評価に耐えられる内容で決められてきているのかどうかというところで懸念を申し上げたい。そういう思いがあるから発言させていただいております。

ルールにしたがって決めた、誰でも分かりますよ、そのとおり。しかし、本来この安全管理委員会が持たされている任務、職責を考えれば、いかに地元の人たちが安心して永く生活していけるかというところの根拠を与える委員会だと私はこの委員会の重要性を認識しておりますから、その協議が実質的な中味において皆さんがしっかりと理解した中でことが進められている、ものが進められてきていることを願いながら、その懸念も併せて話をさせていただきました。

<事務局>

それでは、議題に入ります前に資料の確認をお願いしたいと思います。

<委員>

委員長人事はどうしますか。

<事務局>

申し訳ございません。委員長人事に戻らせていただきますが、先ほど委員さんからご発言がありました。

<委員>

いやいや、私も発言をしてますから。今、委員さんからお話があったとおりだと思うんですよ。非常に専門的な内容がありますから、こういう委員会の総理をしていく上では、ご足労で全く申し訳ないんですけども、専門の先生にお願いをした方が良いたらうと、私はそう思います。

<事務局>

他にご意見はありますか。

<委員>

私も今の委員さんのご発言に同意を、賛同をいたします。

<委員>

平成18年6月の公害防止協定の話から先ほど設立についての経緯が話をされたところでありまして、事務局の方からも話がありました。

この間、公害防止協定に基づく委員会の立ち上げの後、それぞれの専門的なご意見を伺ったり、地元のご意見を伺う中で、この安全管理委員会のもとですね、公害防止のための細目まで策定をされたという実績が積み重ねられてきたところであります。

それから、委員さんご懸念のデータの客観性の担保とか、そういう話はまさに人がデータを評価するわけではありますけれども、その前にデータというのはそもそも客観的な事実の数字です。その評価をどうするかというのは、それぞれ専門家の方のご意見を伺うなり、それか私ども委員がそれぞれの立場でやってきていることだというふうに私は思っています。

今までの議論を過去の議事録とか見させていただく中で、客観性の担保というものは、図られていると私は評価をしております。そういう意味からですね、地元の委員さんに委員長さんをお願いして運営してきたこの安全管理委員会については、地元の皆さんのご懸念を払拭できるだけの実績を上げてきていると思っておりますので、できれば引き続き委員長さんをお願いできれば、その方がよろしいのかなと私は思います。

<委員>

そもそもですね、先程来地元の委員さんが、地元の代表として今の委員長がふさわしくないとかというお話ではないんでしょうけれども、やはりこういう非常に大事な会議であるし、または専門性も要求されるものだから、先ほどお話になったと思うんですよ、わざわざね。

学識経験のある先生にお願いした方が良くとおっしゃっているわけですから、それをきちんと事務局は受け止めて、お諮りをしてお決めになるのがいいんじゃないでしょうか。

<委員>

先ほどから地元の委員さんなりがいいましたように、こういう会議の中で、やはり学識の知識を持っている方が委員長になっていただいでですね、その中で議論をしていただいた方がなんとなく行政主体という形の中です、そういう勘ぐりもありますので、できたら専門的な知識を持っている方に委員長になっていただければと考えております。

<事務局>

他にご意見ございますでしょうか。

<委員>

決をとって決めるような話でもないとも思うんですよ。ですから、どうでしょうか、よろしかったら学識経験者の先生、お願いできないでしょうか。

<委員>

あの、先ほどいいましたように、安全管理委員会ではございますが、この処分場に関しましてはそれなりの経緯がございました。そういった意味では安全管理ということに関して、とりわけ県も主体者ですね、もちろん地元もそれを重要視してみえると思っております。

そういった意味で、今まではとにかく地元の方々の合意を得ながら実行されてきておるわけですが、安全管理委員会がそういう中で立ち上がってきて現在まであるわけですが、私自身といたしましては、現時点においては地元の方々の動向、状況等を十分承知している方がこの委員会を運営していくという、今までのスタイルは大変リーズナブルではないかと思っております。

地元の委員さんがおっしゃいましたように、安全管理すなわちデータに対する信ぴょう性、それからそれに対する評価というものに関しましてはですね、これは基本的には出てきたデータがいかなるプロセスで出てきて、いかに評価していくかというのが主体でございますので、問題は正当に測定され記録されたものが隠し事なくオープンに出てくるということが満たされれば、後は評価に関わる問題であることですから、委員長が行政であろうと、市民の方であろうと、専門家であろうと、それは問わないんじゃないかと思っております。

基本的にはデータが正しく計測され、それからそれがオープンにされ、それが情報公開というんですか、皆さんに滞りなく公開されていくというプロセスで評価されればですね、それは十分機能を果たしているんじゃないかと思えます。行政が隠しているとか、ある事態に対して避けたいという事態が起こるなんていうことは、あるいはそういうこともありうるかもしれませんが、そういうことってのはほとんどありえない、現時点ではですね。そういった意味では前のスタイルを踏襲して運営していくのが一番望ましいんじゃないかと思えます。

先ほどお話がありました件は一部理解できますけれども、必ずしもそれを変えていく必要はないんじゃないかと思えます。データはそれ自体は動きませんし、それ自身をですね、加工するわけでもございません。ですから、今まで、まがりなりにもですね、安全管理委員会が立ち上がって運営されてきており、将来に向けて安全性を確保していきましょうという流れの中で、今までのスタイルというのは決して悪くないというふうに個人的には思っています。先ほどの意見の繰り返しでございますけれどもそのように思っています。

<事務局>

事務局といたしましては、引き続き地元の委員さんに北杜市民の代表という形の中で委員長さんを継続していただければありがたいと思っておりますけれども。

<委員>

ですから、先ほどの地元の委員さんのご意見もあるわけですよ。一番地元の皆さんが大事だと

思っていることなんですね。ですから、それは地元の、あえてね、地元の委員さんがご発言をしたわけですよ。それを尊重されるのがいいのではないかと私は思いますけれども。

<委員>

委員長をどなたにするかというお話ですけれども、私はこの安全管理委員会の一つの役目は客観的なデータを見て、それがルールどおりにできているのかどうかということを確認することと併せて、地元の皆さんが本当にその結果で安心できるのかということを確認するといいますが、そういうところが大事なんだと思うんですね。

ということで、この委員会全体を仕切っていただく方はやはり地元をある程度熟知した方にやっていただいて、いわゆる住んでおられる皆さんがどのようなことを心配に思っているのかということをごちやうに吸い上げてですね、今十分に対応できていないからこういうところも対応して欲しいとかですね、そういう問題があれば、そういうことも含めて、こういう場で議論できるのがいいのではないかと思いますので、そういう立場から考えると学識経験者というよりは地元の代表という方にやっていただくのがいいのではないかと思います。

それからもう一点、地元の委員さんからお話がありましたけれども、ここに座ってます学識経験者は、ある意味地元の方から見れば県サイドから出てきている専門家というふうに見られてしまうのは仕方がないことだと思いますので、もし認めていただけるようであれば、それぞれのお立場の専門の方も入れていただくのも私は構わないのかなというふうに思います。いずれにしても、委員長に関しては、地元の方をお願いするのが妥当ではないかなというふうに思います。

<委員>

私もですね、今の意見に賛成でございますけれども、そもそも公害防止協定は地元の北杜市さん、県、それから事業者であります事業団ということで3者で結んでいるものでございます。

北杜市さんの位置付けというのは処分場がある、まさに地元の北杜市ということでございます。その位置付けで結んでいるものでございます。それで市の関係各位の皆さんにも委員になっていただいています。しかし、それだけでは、なかなかご理解が得られないということもございまして、地元の住民の皆様にも出席をいただいている、それは旧朝神8地区のですね、それぞれの区からということで区長さんということになっております。

そんな中でですね、色々検証したり、今までもやっておりますし、今後の役割ですけれども、従来の運用ですね、平成19年8月にこういうふう決めて、以来8回やっています今日9回目ということでございますので、従来の形でやっていただくのがよろしいのではないかと、そんなふうに思います。

<委員>

あの、私はですね、この委員会の意義に関しましては、るる申し上げたとおり、大変重要な委員会だというふうに認識をして今日参加させていただいております。また、地元へ帰れば区長という立場でこの委員会での協議の内容、それから実際に今運営されている、この処分場の運営状況につきましても心配される方たちが大勢いる中で、しっかりとこの委員会としての様々な見解等を伝えていく責任がありますから、その務めを果たしていきたいというふうに思っておりますが、今の懸案となっております委員長に関しまして、少なくとも今出席している委員の中で、この委員さんの中から選ぶとするならば利害を持たない状況の中で、客観的な判断に立てるのは、誰

が考えたって専門家の皆さんしかいないというふうに私は思いますから、そういう専門家の皆さんがこの安全管理委員会の委員長ということで指揮をとっていただけるということをもって、更に地元の皆さんの安心が得られるような気がしてなりませんので、是非そんなふうな形でご協議をお願いいたします。

<委員>

あの、座ったままでね、何回も同じことを議論してもしょうがないんです。これはやはり地元の皆さんが大事なんですよ、地元の皆さんのお考えが。ですから、なんとか、先生方お引き受けいただけないでしょうか。お願いできないでしょうか。

<事務局>

では、副市長さん、学識経験者の先生、それから事務局と、県の代表、環境整備課長さんでよろしいでしょうか。別室で本件について話をさせていただきたいと思いますので。

<委員>

待って下さいよ。そういうやり方はいかがでしょうか。じゃあ私たち地元の間はどうかですか。そもそも委員会の運営にからむ大事な部分ですから。それを一部の方でというのは、今いわれた3人でいいですよって他の皆さんがいても、私はそれには賛成できません。そんなやり方はおかしいと思います。

<事務局>

ちょっと代表の方に集まっていたらと思ったんですけども、それぞれの。

<委員>

代表の方でっていうんだったら、地元はどうするんですか。

<事務局>

では、地元の委員さんも一緒にお願いしたいと思いますが。

<委員>

そんな、取って付けたような話は失礼じゃないんですか。

<委員>

今、色々委員さんから話がありましたけれども、やっぱりこの安全管理委員会は、地元の、まあ北杜市も地元ですけども、地元の8地区の方々の委員さんの意見を尊重する形がいいんじゃないですか。私はそう思いますけれども。

<委員>

ちょっと休憩しませんか。

<事務局>

では休憩とさせていただきます。申し訳ございません。

(一時休憩)

<事務局>

それでは、会議を引き続き進めさせていただきます。ただ今、地元の要望という形の中で、委員長につきましては、学識経験者の方でお願いしたいという意見がございましたので、今学識経験者の2名の先生とお話をする中で引き受けていただけることになりましたので、今後の委員会につきましては学識経験者の先生に委員長をお願いしたいと思います。

それから副委員長につきましては、従来どおりお願いしたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

(同意を得る)

<事務局>

では、そういう形の中で進めさせていただきたいと思います。では学識経験者の先生、ご挨拶を議長席の方でお願いします。

<議長>

では、ちょっとご挨拶を申し上げます。誠に唐突なことをごさいます、何の用意もできておりませんが、今までの8回のこの委員会には委員として参加させていただきました。今回図らずも、地元の方々のご意見を反映した形での委員長の交代というご発言をいただきまして、私がお受けいたしました。

今までのやり方は、地元の方たちの意向を十分に承知し、経緯も承知して、それから地元の方のご要望を十分に承知した上での組織であり、運営の仕方であったと思っております。それは大変良い方式であったんじゃないかなというふうに個人的に思っておりました。そういった意味ではですね、大変唐突なことでもちょっと驚いております。いずれにしても、そういうことで、この会議につきましては、専門委員の中立的な立場での運営をということで私にご要望をいただきましたので、大変僭越ではございますけれどもお引き受けすることとして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、安全管理委員会の委員の皆様方、とりわけ地元の区長さんの皆様方、公私ともご多忙の中、本安全管理委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。地元の代表であります皆様方は区長の交代ということで新任の方が多いというふうに承っておりますので、若干今までの経緯について触れさせていただきたいと思っております。

この安全管理委員会は、平成18年の6月に県、北杜市、環境整備事業団の三者で締結されました公害防止協定の規定に基づきまして、明野処分場を地元の皆さんに安心していただき、安全、安心な処分場としていくために処分場の安全管理に関する事項について、地元の皆さんや、各所管の業務の方たち、専門家の先生方のご意見をいただくことを目的といたしまして、平成19年8月に設置されております。

これまで8回開催しておりまして、公害防止協定に係る細目事項などについてご意見をいただ

くとともに、遮水工事や浸出水処理施設などの処分場工事の実施状況などにつきましても現地視察を実施したところでございます。

本年度につきましては、処分場も3月30日完成し、5月20日には開所式を行い、翌日から廃棄物の搬入も始まりまして本格的に稼働してきておりますので、環境モニタリング結果を始めとする処分場の安全管理などについてご意見をいただくこととしておるわけでございます。

この安全管理委員会は、先ほどのご意見にもございましたように、処分場の安全管理について大変重要な役割を担っております。色々なデータを出していただきますが、その際、是非、忌憚のない意見を出していただき、委員会の役割が十分に果たせますよう各委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

どうもありがとうございました。それでは、議題に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

過日送付させていただきましたものと本日お手元に配布させていただいたものを合わせまして、まず、次第、それから、席次表、委員の名簿、それから、資料ナンバー1、資料ナンバー2、これにつきましてはお手元に差し替えをさせていただいております。続きまして、資料ナンバー3、それから山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程、災害廃棄物の受け入れに関する規程、それから最後に、山梨県環境整備センター安全管理委員会についてでございます。不足がありましたら、事務局までお申し付け下さい。

それでは、次第にしたがいまして、会議を進めさせていただきます。なお、委員会設置要綱第4条の規定によりまして、本会の委員長が議長を務めることとなっておりますので、ここからは委員長さん、よろしくお願いいたします。

<議長>

それでは、設置要綱の規定により委員長が議長を務めるということでございますので、私が議長を務めさせていただきます。議事が進行しますようご協力をお願いします。

それでは、議題1の環境モニタリング結果について、事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

それでは、私の方で資料1、資料2を使いまして、環境モニタリング結果についての説明をさせていただきます。

まず、資料1の方からですね、昨年度、平成20年度の環境モニタリング結果の報告からさせていただきます。平成20年度まではですね、センターが供用を開始しておりませんでした。センターが運営を開始した後の環境調査の基礎資料の蓄積を目的としまして、平成18年から環境モニタリングを実施しております。

調査地点については、資料をめくっていただいて、2枚目の方にセンター周辺地域の地図と、センターの敷地内の図面が付けてありますので、そちらを参考にして下さい。調査はセンターの下流河川である湯沢川の上・下流の2地点、センター内に設けてある地下水の観測用の井戸、これが3地点、民有井戸、水道水源などの周辺井戸6地点、合計11地点で行っております。センター内の地下水の調査地点図では、4番としてモニタリング人孔というのが図面に落ちておりますが、これは施設が完成するまではモニタリング人孔がございませんでしたので、昨年度の調査

ではこの地点では調査をしておりません。

それでは、河川の結果から説明させていただきます。まず、測定項目について簡単に説明させていただきます。河川に関しましては、環境基本法により、人の健康に関する環境基準というのが定められております。まず、その水を利用するに当たり人の健康を害することがないように、有害な物質を対象に安全性を考慮した基準というのが決まっております。これが健康項目となります。カドミウムから硝酸、亜硝酸性窒素までの26物質が決められております。この基準は全ての河川に適用されております。

一方、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境基準として、河川については5つの項目が決められております。これが生活環境項目ということで、表ではですね、河川環境基準値というところに印で、1というふうな格好でマークが付いているものが生活環境項目となります。生活環境項目については河川の用途の別に各項目の濃度の基準が5段階設けられております。私どもが今回測定しております湯沢川については、この濃度別の基準は設定されておられません。そこでですね、湯沢川は塩川に合流しまして、この塩川にも実は基準はございませんので、最終的には塩川が合流する釜無川の環境基準を参考として当てはめさせていただいております。

それ以外にですね、環境基準が設定されていないものの、工場排水などに排出規制がある物質などを一般項目ということで分析項目に加えております。また、一番下にダイオキシン類が入っておりますが、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法という法律で環境基準が当てはめられておりますので、これも年1回ですが分析いたしました。

では、改めて年4回実施した結果をご覧ください。各物質項目ごとに数値が記載されておりますが、左側に不等号が入っているものはですね、これは定量下限値といいまして、もちろんそれぞれの物質について定められた分析法というものがある訳ですが、その分析法の中で正確に濃度を測ることができる最低濃度であったということを示しております。一方、不検出という標記があるものについてはですね、同じく分析法の中で定量下限値というものがあらかじめ設定されておまして、その分析結果が定量下限値を下回った場合につき、この不検出という標記になっております。平たくいってしまえば、不等号が付いているものも不検出だったものも、検出されなかったというふうな解釈をしていただいても結構かと思えます。

結果から説明させていただきますと、いわゆる有害物質関連の健康項目、一般項目についてはですね、問題となる値は出ておりません。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回る結果となっております。しかしながら、生活環境項目の中でですね、有機的な汚れの指標となります生物化学的酸素要求量、基準値は釜無川の基準を当てはめて2以下というふうにさせていただいているところで、河川の下流部で10月の測定の際に2.1という結果が出ております。また、水の濁りを表す浮遊物質、こちらについては、やはり釜無川の当てはめで2.5以下というふうな設定をさせていただいておりますが、上流部において8月の測定で6.3というふうに超えております。また、大腸菌の群数につきましては、当てはめで基準を1,000以下としておりますが、これは、下流部の冬を除き全てこの環境基準を上回る結果となっております。これが河川における昨年の水質の調査結果でした。

次にめくっていただいでですね、地下水の方の結果の説明に入らせていただきます。地下水につきましては、河川と同じように環境基準としてやはり26物質が有害物質として決められております。また、ダイオキシン類についても同じです。これら以外に廃棄物処理法の中でセンター内に設けた地下水の観測用の井戸で塩化物イオンというものを測らなければならないということが義務付けになっておりますので、1月の測定の際にですね、場内の3箇所の観測用の井戸で塩

化物イオンを測定しております。これら含めまして、民有井戸、水道水源の井戸など周辺の井戸の調査を行いました。右端の上神取地区の民有井戸についてはですね、一昨年度もそうだったんですが、冬季において今回は井戸水をくみ上げるポンプがもう壊れてしまってますね、くめなくなってしまうために欠測というふうになっております。これら結果についてはですね、全地点とも問題となるような数値は出ておりませんでした。これが20年度の調査結果です。

では、引き続きセンター開業後の21年度の環境モニタリングの報告をさせていただきます。資料2となります。こちらの資料2の21年度環境モニタリング結果ということで、これから説明しますが、今年度は廃棄物処理法及び公害防止の細目規程に基づきまして埋立地から浸出してくる、いわゆる汚れた水ですね。その埋立地からの浸出水と、浸出水処理施設においてその水を処理して放流する時の水ですね、そしてできましたモニタリング人孔含めまして4地点の場内の観測用の井戸、そして従来からやっております湯沢川の2地点、周辺地下水6地点、これらの水質検査を実施しております。また、現在まだ実施しておりませんが、騒音、振動や埋立地からの発生ガス、悪臭、アスベスト粉じんなどの調査項目を実施していく予定になっております。今回報告させていただきますのは、5月から7月までに実施しました埋立地からの浸出水、そしてそれを処理しました放流水、センター内の地下水の観測用の井戸、そして湯沢川2地点、これらの結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2の表の部分には地下水の観測用の井戸の1号と2号が表示されているかと思えます。1号というのが埋立地の上流部、2号というのが埋立地の下流部になります。法の規定で埋立開始前にセンター内に設けた地下水の水質を測定することが義務付けになっているため、5月20日が開所式でしたので、その2日前の18日にこうした地下水の観測用の井戸の水質検査をまず実施しております。その後、月1回の割合で、水素イオン濃度と電気伝導率を測定しております。

調査結果をめぐっていただきますとですね、観測用の井戸3号とモニタリング人孔の結果も出ております。3号というのも下流域なんですけど、2号が広域農道側に真っすぐ西側に延びている井戸で、3号というのが地下水の流れから南側にいく流れもあるということで、センターの入口ゲート側の方の地下水となります。モニタリング人孔につきましては先ほど説明しましたが、センターの地下水集排水管ですね、まさしく地下を流れてくる水をマンホールに潜ってくむものでございます。これら4地点を5月18日に採水調査した後、月1回のペースでやっております。

モニタリング人孔につきましては、実は6月の中頃から水の流れが切れてしましまして、しばらく水の流れがなかったものですから、他の地点の同じく7月7日には測定ができませんでした。その後7月24日だと記憶しておりますが、一時的に土砂降りのような雨が降りまして、それ以降は断続的に雨が降るものですから、地下水が出てくるようになったため、7月30日に7月分ということで、ここだけ別の日に採取しております。前回といいますか、皆さんに今回開催通知で資料として送らせていただいた時には30日の結果が出ていなかったものですから、今回差し替えという格好で30日の測定結果を入れたものを配らせていただいております。

今のところ、埋立開始前には問題となるような値は出ておりません。そして、6月、7月と電気伝導率の大きな変動は見せておりませんので、問題となるような数値にはなっていないと考えております。

資料の2枚目がですね、浸出水と浸出水処理施設放流水ということになっております。浸出水というのは、埋立地からそのまま出てきた水です。浸出水処理施設放流水というのが、これを処理して放流する時の水です。浸出水を測定したのは6月2日ですので、埋立開始から間もない時

期でしたので、各項目ともに非常に低い値となっております。放流水につきましても法律上の排水基準がかかる訳ですが、私どもの方で設定した水質基準値を下回る結果となっております。

資料の一番最後のページがですね、5月に実施しました湯沢川の測定結果です。測定地点は、昨年度やっていた場所と変わりません。これらの結果につきましては、平成20年度のモニタリングの報告でもさせていただきましたが、やはり大腸菌が下流域において1,000という基準に対して1,700であったということで超過しておりますが、その他の項目については、特に問題となる値は出ておりませんでした。

以上、早口で飛ばしてしまった部分もあるかもしれませんが、私の方からモニタリング結果の報告とさせていただきます。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、モニタリング結果についてのご報告をいただきました。質問等がございましたらどうぞ。

<委員>

ちょっと理解できてない部分もありますから、間違いがあったらお許しいただきながら質問をさせていただきたいと思うんですが、先ほどモニタリング井戸のですね、場内といいますか、この処分場内で3箇所ですか、ご説明をいただいたんですが、もう一度ちょっと確認させていただきたいのですが、一つモニタリングの2でしたか、3ですか、処分場の入口の部分に設置を新たにしたという、それは3でよろしいですか、2ですか。

<事務局>

3です。

<委員>

3でよろしいですね。それで2はどこにありますでしょうか。

<事務局>

資料にある地図を見ていただければと思うんですが。

<委員>

地図に落としていただいておりますね。わかりました、結構です。確認させていただきます。

それで、当然地元で心配する皆さんが定期的に湯沢川の表流水を観測しておりますが、そのデータを見させていただく中で、電気伝導率、まあイオンの濃度を示しているものだというふうに思うんですが、電気伝導率がこの事業、工事が始まって以降、動いてきている、高くなってきているというふうなお話をいただいているんですが、その点に関してこれは確か県議会でも議論になった部分があったような気がするんですが、もう一度この安全管理委員会の中で、その辺の事業団としての見解を教えてくださいというふうに思いますので、その説明をお願いします。

<事務局>

住民の方のデータというのを見てないのでよく分からない部分があるんですが、こと湯沢川の、

特にセンターからそれ程離れていない距離におきましては、おそらく、今後、電気伝導率だけを見れば数値は上がってくるんじゃないかと思えます。

といいますのも、私どものセンターの放流水は元々ゴミから出てきた水を浄化するわけですが、まるっきり電気伝導率的に見ればゼロにして流す訳ではなくて、逆に酸を入れたり、アルカリを入れたり、または凝集剤を入れることによって、有害物質は除去されても電気伝導率は高い水になるかと思えます。

現実に放流水、7月の7日ですと電気伝導率は42 (mS/m) です。一般的な河川というのは山梨県内では高くても15から20で推移していきますし、実際に湯沢川も10から20の間を過去のデータも前後しておりますので、そこにやはり私どもの水、42、今後埋立が続けばもうちょっと高くなってくるかと思えますが、高い水が流れれば電気伝導率的には上がってしまうのかなと思えます。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

あのですね、今のデータで示されている単位がですね、事業団で示している単位と住民の皆さんが測定した単位がちょっと違うということを私自身も承知しているんですが、一般的に私たちは住民の皆さんが測っているような単位で物を考えてまして、そのデータによりますと、2001年の8月からのデータが私の手元にあるんですが、その調査地点は、処分場の放流口から数10メートル下流の、広域農道のちょっと下になると思うんですが、その地点で測定している数値ですが、参考までに2001年の8月からスタートして、その時点では89という数字が出ていたんですが、それがこの間ずっと調査をしてきておまして、今年の8月1日時点で210と、特に変化が出始めたのは2008年12月の時点、それまでは2桁で推移してたものが3桁に跳ね上がって、125という数字が示しているんですが、それ以降多少の推移はありますが、基本的には右肩上がりになってきておまして、最終的に7月4日の検査データによりますと195、そして8月1日では210という数値に変わってきている状況を私はこのデータで見せていただいております。

で、単位が違うといえども、また、今ご説明の中にありましたように処理に関して様々なものを使っていらっしゃるということの中で数値が上がってくるというお話ではありますが、私ども地元からすれば、できる限りですね、そのデータの内容を一般の皆さんにも分かるように説明する中で、一概にここで処理をするための薬品を使っているから、汚れ、イオンが増えても仕方ないんだということなくして、よりその辺心配されるようなイオンが出ていないのかという部分で、分かり易い説明をしていただきたいなというふうに思うんですが。

特に今後事業団の皆さんが観測している地点というのは、先ほどご説明いただきましたように、表流水に関しましては浅尾集落のすぐ上のところですよ。私どもとすれば、放流水が放流されてすぐのところはどういうデータが出ているかというものを知っておきたいなという気がするんですよ。というのは、当然、河川で他の水が入ってきて希釈される部分がありますし、様々な要因が出ますから、放流されたものが、放流水の調査をしているからいいんだではなくして、なるべく直近での調査をしていただくことが地元になれば安心できる状況になるかなと思えますから、これは今すぐにとは申しませんが、是非ご検討いただいて、その辺も含めてお考えを聞かせ

ていただければと思います。

<事務局>

今、住民の皆さんが測定したデータをいただきまして、データの単位の話ですが、皆さんがお測りになっているデータを10で割れば、私どものデータと合います。それが一つです。

それと、調査地点に関しては定点で測っている場所は地図に落とした場所ですが、私どもが実際に運営していく中では、すぐ私どもが敷地境界のところでもたまたま電気伝導率もハンディな測定器があればその場で水は測れたりするので、そこで測ったりとか、広域農道の手前で測ったりとか、臨機応変には様子を見ていることがありますので、今後、その辺でデータの蓄積ができていけたらなと思います。

あと、イオンに何が溶けてるかというのは、具体的にそういう想定はできるんですかね。

<委員>

私の方でお話をします。先ほどの単位の件でございますが、県が示しておりますのはミリジーメンズ/メータ(mS/m)になっています。先ほどの委員さんのお話の単位はマイクロジーメンズ/センチメートル(μ S/cm)と思いますから、ちょうど県のデータを10倍したものが委員さんの示した数字でございます。

通常は、所によりけりですが、上水道サイドでは委員さんが使っている単位が通常使われています。ただ、海に近いところとか、あるいは溶存物質が多いところでは、県が使っている単位の方が良く使われます。すなわち、あまり桁が大きくなりますと問題なものですから、見やすくするために1/10のスタイルにして用いているということでございます。

それで、今の事務局からの説明でございますが、基本的には電気伝導率とは、中に溶けている塩類の濃度、例えば海水ですと大変塩類が多いわけですね。ですから、伝導率はすごく高くなります。で、蒸留水みたいな水ですとゼロではありませんが伝導率はほとんどないわけですね。ですから塩分濃度が増えてくるにしたがって伝導率が増えてくることになります。

例えば、NaClとかKClとか塩化カルシウムとか塩化マグネシウムといったような通常の金属類の塩類の増大など、特段有害物質を含まれなくても塩類が含まれますと伝導率が増えて参りますので、伝導率の上昇というのは必ずしも有害物質の増大を示さない。

例えば、先ほどのご説明にありました資料2の2枚目の浸出水のデータ中の伝導度は、下から4行目でございます。浸出水は37、それから処理水は42、これは地元の委員さんのデータ単位でいいますと370と420でございます。したがって、浸出水の伝導率は、現在まだ十分な廃棄物が埋め立てられている段階ではございませんけれども、埋め立てる廃棄物の中にはかなりの塩類を含んでいるものもございまして、当然、浸出水の塩分濃度は高くなる。この水が処理されても、一般に、通常の塩類は水処理過程で除去困難なので放流水中に残留して湯沢川を經由して流れていきますので、測っていきますと段々高くなっていく。これは必然性を持っている。

ただ、ご心配の有害物質があるかないかというのは、精密な検査で確認をする必要があります。伝導率だけではとにかく有害物質の有無は検出できませんで、あくまで塩類の濃度が多いか少ないかというだけでございます。有害物質の多寡はここにありますように、環境基準の健康項目が重要な判断指標になるというものでございます。できれば、これを頻度高く測定するのが望ましいと思いますけれど、ただそう簡単には全項目の測定はできないわけでございますので、まずは一定の定められた頻度で検査していくということになると思います。重要なのは処理水質が妙な

変化をしたかどうかという事を水質指標で捉えることが重要なんじゃないかと思います。

すなわち、浸出水を処理している過程で連続測定している水質指標があると思うんですが、ここではpHとかですね、その他いくつか測っておるかと思うんです。濁度もそうだと思うんですが、処理水の濁り、あるいは色度みたいなものが急激に変化した時はですね、注意深く、定期測定以外にもサンプリング、測定を実施する。とりわけ重要な水質項目について監視するということがあるいは重要かもしれないと思うんですが、お答えになっているかどうか。

通常、繰り返しますと、電気伝導率だけでは含有されている化学物質の質や量はなかなか無機、有機含めて検出できないということだと思います。

<議長>

よろしければ他にございますでしょうか。

<委員>

資料の2でですね、よく分からないんですけども、6月2日とか7月7日の上の方はバーになっているというのは、これはどういう意味ですか。調べてないのか、何も無いよということですか。

<事務局>

調べてないということです。例えば、浸出水について、いわゆる埋立地から出てくる水ですね、これについては、検査頻度を年4回ということしております。そのうち、全ての項目を全部測るのが年2回ということで、今年度は8月と1月に全ての項目をやるので、6月2日の段階ではこれだけの項目しか測らないというふうに、毎回毎回全部の項目をやるという計画ではないです。

<委員>

先ほどのデータの中で水質基準を上回っているとの説明をいただいたんですが、この点に関しては事業団の方でどういうご見解を、あるいは、これからの対応策を具体的なことをご検討されているんですか。

<事務局>

超えている地点というのは、河川の生活環境項目です。昨年度の結果についてはですね、例えば、大腸菌については、山梨県内に限らず全国的に慢性的に基準を超えている状況だということで、私ども事業団として、この湯沢川に対して何かできるというものではないということなので、報告だけというような格好にはなってしまうと思います。

今年度につきましても大腸菌が超えております。これは例年ベースと同じ話ですので、特に事業団の方で対応できる部分ではございませんが、今後、河川において、例えば他の項目が高い値が出たということがありますと、私どもの安全管理規程でもですね、それが事業団の、センターの排出に起因するものかなどの原因究明を行っていくということになるかと思います。今回の超過については、特に事業団としては考えていません。

<委員>

事前にデータをいただきまして、私もそれなりに見させていただいたつもりですけども、増

えている部分がありまして、今お答えいただいた部分も十分に納得部分というのが、理解できる部分がというのが少ないんですが、その辺をまたしっかりと自分としても勉強させていただいてですね、懸念される部分につきましては、次回の委員会からご指摘をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

<議長>

ただ今の質問に関連してであります、資料2の2枚目の浸出水のところのBOD、これは2.2でしたか。

<事務局>

2.2です。

<委員>

2.2ですね。まだ浸出水のBOD濃度が十分に高くなっておりませんが、これは通常多くなるかもしれません。それからCODも多くなるかもしれません、というふうに思っております。その隣に処理水がございますが、浸出水BOD2.2で入ったものが少なくとも0.6になっており、3番目のCODが、4.4で入ってきたのが0.8でございますから、処理施設はそれなりに機能しているというふうにも見えます。

で、その放流水が出ていった時の基準に関してでございますが、先ほどのご説明にありましたように、湯沢川には基準点がなく、塩川にも基準点がなく、ずっと下流の釜無川に基準点があるということでございますので、ここの基準値が2(ppm)となっているということは、すなわち釜無川の基準でございますので、実際上はここではあまり問題ではなくて、重要なことは、湯沢川において、釜無川の基準値2(ppm)を維持するようにすることは大事でございます。

すなわち、一般に、河川では多くの希釈効果が入って参ります。塩川にはかなり大量の水が流れていますから、ここ(湯沢川)のBODが多少高く入っていても塩川で希釈されます。釜無川に入れば更に希釈されます。とはいえ、上流部の水質を下流の基準点の基準に合致させるようにすることは、上流部の環境保持にとって大切であると思います。ただ、生活環境項目の基準値は、あくまで行政上の目標基準で罰則規定を伴わないものでございますが、水質上で問題があるとすれば、それをなんとか行政上の対策をして、水質目標とする2ppm以下を満たすような努力をするという大変重要な重さを持っている基準値でございますので、当然、釜無川の合流地点における2ppmというのは守るように、県は、それから各事業体、事業団を含めてでございますが、努力することになるのではないかと思います。

<議長>

他にございますでしょうか。

それでは先ほどのご質問についてお答えいただいたということでございますが、他になければ次の議題に移させていただきたいと思っております。

<委員>

一点よろしいですか。資料1のですね、井戸が何件があるじゃないですか。その中の民有の井戸ですけれども、総括表の右側の方にありますけれども、これの下から3番目の硝酸性の窒素で

すか、これらが他の井戸に比べてちょっと高いんですけども、それは民有井戸ですから浅いということが高いんでしょうか。

<議長>

事務局の方でお答えを。

<事務局>

井戸深度のデータを今ちょっと持ってないのであれですけども、おそらく浅く、深井戸ではないと思います。

<委員>

一般的にですね、例えば、静岡県のお茶畑の近く、あるいは、和歌山県のミカン畑、山梨県でもブドウとか桃畑などの下流部の地下水は硝酸性窒素濃度が高くなります。なぜかという窒素肥料をどんどん撒きまして、それが地下に浸透してきます。

ですから、基準値を超えている井戸は、例えば、笛吹川周辺で結構あります。飲用水質基準は10mg/lということになりますけれども、これを超えている井戸水は保健所の方から飲用に供しちゃいけないということで指導され、散水用に使っているケースがあります。まあ一般的にはですね、肥料を使うところの地下水というのは概して高くなる。

で、深度に関してですが、深度は浸透深度でございますから大変深いところよりか浅いところの方が肥料が浸透するチャンスがありますから、概して高いんだと思います。けれども、井戸の水がどの深度レベルの滞水層の水を揚水しているかは概して不明でありますので、先ほど申しましたように深度と濃度との関係は必ずしもまいこと整理することはできない、よく分からないということは、あるいは、あり得るかもしれません。

<議長>

それではよろしゅうございますでしょうか。なければ環境モニタリング結果については終了させていただき、次に、議題2の廃棄物受入実績についてを議題とさせていただきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、廃棄物の受入実績についてご説明いたします。資料はお手元の資料ナンバー3をご覧ください。

5月20日に開所式を行いまして、その翌日の21日から廃棄物の受け入れを開始いたしまして、現在既に2ヶ月以上経過したところでございますけれども、廃棄物の種類ごとに7月末まで毎月の搬入量をこの表では表してございます。

まず、表の中で、5月につきましては、下の合計欄を見ていただきますと、合計で37.41トンの搬入がございました。廃棄物の種類ごとの内訳を見てみますと、中程の行にあります鉾さいが10.32トン、下から5行目の廃プラ等混合廃棄物、下にコメントが書いてございますけれども、廃プラスチック類を主とした混合の廃棄物でございますけれども、これが10.27トン、それから、その下の行のガレキ等の混合廃棄物ということで、がれき類を主とした混合廃棄物、これが9.33トン。ということで、この3種類の廃棄物が主だったものでございました。

それから次、6月の受入実績につきましては、合計欄を見ていただきますと、全体で160.5トンの受け入れをいたしました。それから、もう1件、廃石綿等の4㎡の搬入がございました。廃棄物の種類ごとの内訳を見ますと、主には廃プラスチック類、若しくはその混合物やガレキ類若しくはそのがれき類を主とした混合廃棄物の受け入れがございまして、石綿含有廃棄物や飛散性の廃石綿等は僅かではございますが受け入れがございました。石綿の含有廃棄物が4.77トン、それから、廃石綿等、これは飛散性のものでございますけれども、単位は㎡、4㎡ということでございます。

それから、次に7月のものをご覧になっていただきますと、合計で203.86トンの廃棄物を受け入れております。主には6月と同様に、やはりプラスチック類やがれき類を主体といたしました混合廃棄物を受け入れております。それから、表の右下合計欄にございますように、7月末までの廃棄物の受け入れは累計で401.77トンとそれから4㎡でございます。廃棄物の種類といたしましては、廃プラスチック類、がれき類、あるいは、これらを主とした混合廃棄物と鉦さいでほとんどを占めてございます。以上で、廃棄物の受入実績を終わらせていただきます。

<議長>

ありがとうございました。資料3のご説明をいただきましたが、本件につきまして、質問、あるいは、ご意見ございましたらどうぞお願いいたします。

<委員>

実績の部分で、数字上のことでお尋ねしたいことが一点あります。実は、住民の方で、情報公開でこの受入状況についての請求をしてですね、開示をされているデータが私の手元にあるんですが、5月の、これがですね、情報公開されてる廃棄物の種類と、ここへ今日資料として提出していただきました廃棄物の種類が微妙に違っておりまして、したがって、出てくる数値も、区分けの違いだと思うんですが、違いが出てしまっている。

具体的にいいいますと、情報公開で開示されたデータによりますと、5月分プラスチック類は12.4トンになっているんですが、今日示されたデータでは1.87トン。おそらく想定されるのに、この情報公開で出てきた12.4トンというのはですね、この廃プラスチック類とそれから廃プラ等混合廃棄物を合わせた数値なのかなと思うんですけれども、ところが、合わせても数字が合わないんですよ。

何が違うのかなと思うと、実は情報公開では載ってこなかった紙くずがこの今回示されたデータの中で、0.26トン示されてますが、これを足すと同じような12.4トンという情報公開された廃プラスチック類の数字に合うんですが、何で情報公開では木くずが一切受け入れてないとされていながら、今日示された受入実績の中では紙くずとして0.26トンというのが表示されているのかということのご説明をいただきたいのと、そもそも情報公開されているものと受入実績と違うという、表記に関しても違うというのはちょっとおかしくないかなと私は一般素人の人間として感じるんですが、その2点に関してのご見解をいただきたいと思います。

<議長>

事務局からお答えいただけますでしょうか。

<事務局>

まず、廃棄物の受入実績というのですね、これは法律に基づいて定められている廃棄物の種類と、後は法律上においてやはり受け渡しが決まっているマニフェストといわれる伝票ですね、ここから単純に算出しております。

ここで紙くずが出てくるのはですね、今ではマニフェストという紙の伝票制度が電子化されまして、電子上、ネット上でやり取りするものもございます。まさしく5月に1件だけその電子マニフェストの制度できた廃棄物がありました。それは紙くずと廃プラスチック類の混合物でした。

通常ですね、紙マニフェストでくると、廃プラスチック類と紙くずのところにチェックが入って合計で何トンということで伝票の受け渡しをするんですけども、電子マニフェスト制度は廃棄物の種類ごとに確認をするという制度になっていますものですから、廃プラスチックと紙くずという混合物でのチェックができません。そこで、私ども仕方がないので、目視での検査結果と相手との聴き取りによって、搬入量を廃プラスチック類と紙くずを分けて実績にしたと、それがこの結果でございます。

後、おそらく情報公開で出されているのは、県の中で、こちらの報告で出しているトラックの台数、要するに何台きて、その時に何を持ってきたかというものでカウントしているものですから、紙くずと廃プラの混合物がおそらく「廃プラ等」という表現で1台というカウントになってしまったものではないかなと思っております。

その辺り、情報公開用といいますか、県の行政側が出した報告と私どもが法律に基づいて出している実績というものが、確かに解釈の仕方にずれがあるみたいなので、これは是正させていただきたいと思っております。

<委員>

是正をするという発言が最後にありましたから、私はそれで理解はできましたが、物の考え方として、今、台数云々というような話がありました。少なくとも正味搬入量ということで情報公開されておりますから、事業団の皆さんが今日出された受入実績と情報公開されたものと合わないこと自体がおかしいことだというふうに私は思いますから、そこは今ルールの説明をいただきましたけれど、それは皆さん内部のルールであって、少なくとも一般の皆さんが見た時に分かるように、情報公開された搬入量と廃棄物の種類別の搬入量と今日の委員会で出たデータが、一部であれ、どうであれ、違うというのはね、それはちょっとおかしいことであるし、そこは適正に今後そういうことのないように、しっかりと統一した、情報公開を見ても今日委員会で発表されたデータも常に一緒になければ当然おかしいことでもありますから、そこは是非しっかりと分かるように是正していただいて、修正していただいて、次回からは実施していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

<委員>

よろしいでしょうか。今のご意見のとおりでありまして、データがですね、これからの水質データも全てそうではありますが、公開される場所が何ヶ所かあったとして、そのデータが基本的には同じでないとならざる不安や危惧を抱いてしまいがちでありますので、その公表の仕方については、これは十分承知していることだと思いますけれども、ルールをしっかりとしておくべきでありましょう。とりわけ、先ほどお話がございましたけれども、安心して安全でという当たりのこと、要するに信頼性に関わることでございますので、データの公表の仕方、扱いについては是非ルー

ルを決めておいていただくことですね。こういったそごは起こらないので。

些細なことではありましようけれども、ほんのちょっとしたことが信頼性の欠如に繋がるという意味では、ある意味大変重要だと思うので、是非ルールをしっかりと自ら整理いただきたいというふうに私もお願いしたいと思います。

<委員>

私どもが事業団の方から報告を受けたデータで、先ほどの委員さんがおっしゃった廃プラスチック12.4トンというのは、5月21日にオープンして、21日が1台、22日が2台、その2日間の3台分が廃プラスチック類ということで12.4トンということで報告を受けておりますので、おそらくオープンした初日とか2日目という話ですから、電子データの取り扱いとかですね、なかなか動き始めた1日、2日の話ですから、そういうこともあるかと思いますがけれども、今委員の皆さんからですね、ご案内あったように、こっちのデータとこっちのデータが違うということであればやはり誤解を招くし、私どももなかなか困るので、統一した格好で、法律に則った、マニフェストに則った分類でデータを整理していくということですね、情報公開があった場合にも同じように対応していってほしいということなので、よろしくをお願いします。

<委員>

是非そういうことで、受入量ももちろんであります、とりわけ、水質に関わる部分で、とかく、入力間違いとか校正の間違いとかなどがままたちでありますので、この辺りをとりわけ注意して扱っていただきたいというふうに思っています。捕捉させていただきました。

<議長>

他にございますでしょうか。

<委員>

今、受け入れの数値的な部分をご説明いただきましたが、運営上のことで質問させていただいてもよろしいでしょうか、受け入れの。

まず、一点はですね、地元の心配される皆さんが常時どんな状況でゴミが埋め立てをされているのか、処理をされているのかというのをしっかり見届けております。それらの皆さんのお話を聞いたりする中で、一点は、手続き上に関する事だと思いますが、先ほどの資料3の、6月ですね、特に直近では地元の皆さんが心配している廃棄物の種類としてアスベスト、これが4㎡、データにもありますように搬入されております。

で、このことに関して地元の皆さんと、この事業団のこの現場ですね、現場の皆さんとの話し合いの中で、アスベストの搬入に関しては1週間前にお知らせしますという話をいただいて、地元の皆さんもそれを聴き取りをしながらやっているようですが、この4㎡の搬入に関しましては6月24日に搬入されてるんですが、23日に確認を、24日の搬入状況の確認をしたところ、24日はありませんと、ゼロですという報告をいただいております。ところが、24日の夕方5時に今日の実績はあったんでしょうかという確認をしたところ、実はアスベストが4㎡入りましたという報告がありましたということで、おかしいじゃないかと。

ルール、紳士協定といいますか、明確に1週間前にはアスベストが入る状況を報告しますということからすると、それが反する取り扱いをされたら、いうなれば、解釈を悪くすれば、要する

に地元の人たちが見てないところで飛散性のアスベストを処理したというふうにいわれても仕方ない状況が発生してしまったと思うんですが、第一点、その点についてのご見解をいただきたいと思います。

<事務局>

1週間前というのは、もともとうちの通常の運用であれば、廃棄物の受け入れの予約は1週間前までということで、排出事業者の皆さんとも話をして『搬入の手引き』も作ったんですが、現状の運用の中です。1週間前までの予約という格好じゃなくて、結構実際は前の日に、「明日入れたい」ということでくるのがほぼ9割以上の運用ということになっています。

これが良いか悪いかという話もあるんでしょうけれども、現状の運用は自転車操業的な受け入れになってしまっているというのが一つです。ですから、1週間前にお伝えするということは、現実にはできていません。で、アスベストも実際は排出現場の日程が臨機応変に動くものですから、やはり予定していてもその日にくるかどうかわからないということが現実にございます。

もう一点、6月24日の話なんですけれども、私もちょっとおぼろげな記憶なんですけど、23日に、県の行政の内部の話なんですけれども、会議がありまして、私も含めてほぼ全員がその対応をしていたために、それで甲府事務所も空っぽで、予約の電話が入ったのがその日の5時以降だったと思います。それで、最初に電話で明日の搬入を聞かれた時は、その時点では今のところ入っていないということだったんですが、その後に予約が入った関係で、結果的に皆さんが知らないということの中で、アスベストを受け入れたということだったと記憶しております。

<議長>

ただ今のお答えでよろしゅうございますか。

<委員>

であるならば、もう既に起きちゃったことですから、それはもうそれとしてですね、今後の対応が私は大事だと思います。

それで、少なくとも地元の皆さんは心配をして、どういう状況でどんなゴミが搬入されているかを自分たちの目でしっかりと見届けたいという思いでやられておりますから、かつ、搬入量、それ以外はちゃんと予定どおりに搬入がされてやっておりますから、少なくとも、今のケースもそうですけど、物が特に地元の皆さんが心配するアスベストの処理ですから、せめて分かった時点でいつも連絡をしている人は決まっていると思いますし、事務局で分かっていると思いますから、せめて、実はこういうことで急遽入ることになったぐらいのね、連絡があってしかるべきではないかと。

こういうものの積み重ねで、初めて地元との信頼関係が築かれるというふうに思いますし、要らぬ詮索をされぬことにも繋がると思いますから、是非今後こういうことはなく、必ず急遽のものであっても連絡をしていただくということを確実に担保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<事務局>

今のところは住民の方から電話が入ってくる格好ですけども、その変更についてということであれば、連絡先などを教えていただいた上で、それが明確な約束事ということで、その方たちと

私たちとの間で、そういったルールができればそういう運用をしたいと思います。

ただ、それ以外に電話がかかってくることもありますので、かかってきた電話に全て対応は無理なので、特定のそういったルールでやりたいということであれば、やぶさかでないと思います。

<委員>

分かりました。では、それを地元で心配して、一生懸命チェックをされている皆さんに今のご意思をお伝えいたしますので、是非ルール化をしてですね、明確に運用をして、お互いに変な詮索をされないような形で、信頼関係を築く上でも対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

<委員>

今の委員さんの意見は、そうだと思いますね。やっぱり積み重ねが信頼に結びつくわけですから、この位はとかですね、この程度はということは決してないようにしていただいて、例えば、特別な事情があったとしたら何らかの方途で、事前にお約束をしているならばお約束を守ることが、やはりこの処分場が信頼をされていくということだろうと思いますので、是非きちんと守っていただきたい、あるいはルールづくりをきちんとしていただきたいと、こんなふうに思います。

<委員>

ただ今の件ですが、窓口をある程度整理していただいて、また、やり方等につきましてもですね、業務に差し支えないような格好でといったらおかしいですが、お互いに立場を明確にしながら、あるいは、時間その他も約束事の上でやれるような話し合いをしておいていただけたらというふうに思いますので、一つどうぞよろしくお願いします。

<議長>

他にございますでしょうか。

<委員>

もう一点ご確認というか、教えていただきたいんですが、車で搬入されてきてですね、本当に懇切丁寧に処理されている話も、注目されている皆さんからお聞きしておりますが、中に持ち帰りをされる、一旦目視で検査をさせていただいて、これは当然機能を果たしているという意味だと思んですが、そこでお突っ返しじゃないですけども、持ち帰らせているものがあるというような話を聞いておりますけれども、現実的にどんなふうなものを、どんなふうな形で持ち帰りをさせているのか、その辺のご説明を簡略で結構ですからお願いします。

<事務局>

実際に展開検査をしてみて、持ち帰りになる件数は私が想定していたよりもずっと多くてですね、7月末で統計をとってみたんですが、59件の搬入に対して41件はなんらかの格好で廃棄物の持ち帰りをしております。

例え一握りであっても持ち帰りをさせていますので、そういう件数になるかと思いますが、大きく二つ理由がありまして、一つはうちの受入基準に大きさが合わないというのが大体6割、7

割です。私ども、廃プラスチック類は法律上の基準と同じく概ね15cm以下にしてきて下さいという基準を設けております。概ねですから、それは私どもも15.2cmはアウトということではなく、ある程度は緩やかな受け入れをしておりますが、やはりそこにきて30cmも40cmというものを見つけてしまえば、これは持ってくる側の機械の性能上の問題で、ひも状のものとか柔らかいものは切れずに、ガラガラと長いままきってしまうことがありますので、やはりそういったものを見付けてしまえば、その場で運転手さんが小さくできるのであればやってもらいますし、できないのであればお持ち帰り。

もう一つは、例えば、廃プラスチック類ということで1種類の受け入れをした場合にですね、やはりどうしても、今はリサイクル施設なんかで資源化できるものは資源化して分別して持ってきますので、異物として、例えば、プラスチックの中に鉄くずが入ってくるとか、どうしても空き缶が入ってくるとか、そういうものがあります。それはやはり厳密に法律上の解釈とすれば廃プラスチック類ではありませんので、見付けたものは、それは持ち帰っていただく。アウトになるケースはこの二つです。

<事務局>

営業で歩いている時にですね、やはり機械などを見させてもらうんですが、ゴミ質なんかも。どうしても二軸という破碎機が主軸でございます。二軸というのは、爪をこう、一緒に巻き込むというようなもので、建設業とかでやっておられる方はよくご存じだと思うんですが、巻き込む時にどうしても塩ビ系の長いものとか、そういうものはそのまま巻き込んでしまうというのがあります。出てくる時は長くなってしまったりとか、あるいは破碎で歯を切っても、どうしても隙間があるものから、そこだけ長いものは長く切れてしまうというのがあります。

それをまた戻して何回か切らなければならないのですけれども、どうしてもそのまま通ってしまうと。できるだけその後スケルトン、スケルトンというのは要するに重機の手先ですが、バックホウの先に網の目の10cm角みたいな、メッシュのものがあるんですが、そういうスケルトンでふるってからできるだけ持ってきて下さいといっても、スケルトンが大体10cm角ですから、普通でしたらそれを通れば15cm以下になるんですが、どうしても縦長のものが紛れ込んでしまうということがあります。ですから、ここに持ってきて展開検査をしていく上で、鉄板の上で見分けるのが長めのプラスチックが多いというのが現実でございます。

営業で現場を見させていただく時も、できるだけそういうものは、はじいてきて下さいというのですか、人手でやるよりも重機でふるったりしますので、どうしてもそういうものが紛れ込むのがあるという形の中で、うちの方の現場では肉体労働になりますけれども、そういう形の中ではじいているというのが現実でございます。

<委員>

ありがとうございました。もう一点確認なんですが、持ち帰りということに関してですが、もし今日お分かりになればお答えいただきたいですし、お分かりになれば調べていただいて、次回の委員会の中でご報告いただきたいんですが、6月17日の水曜日なんですが、午前9時から12時まで地元の皆さんが処理状況を確認しているんですが、その中で2台の車が入ったと、そこで1台は9時に入っているんですが、廃プラスチックと思われるものを処理をされたら、そして10時台でその後2台目の車が入った、この車に関しては、本当に目視ですから、目で見た範囲のことでしょけれど、1m³位を降ろしただけで、そのまま残りは降ろさないで車が帰ってし

まったという状況があったということですが、これに関して、もしどんな状況なのか、搬入されたゴミ等に関してご説明いただける部分がありましたら、お願いしたいと思います。

<事務局>

6月17日の2台目の搬入については、実は、過積載でした。過積載できたもので、要するに道路交通法上、多分違反になる搬入でした。そこで、まず、持ち帰らせるかどうかという議論をしたんですが、過積載のものをもう一度Uターンさせて道路を通して帰すのもちょっとまずかろうという意見も出て、しょうがないから、運転手を叱った上で受け入れるかということになったんです。

しかし、過積載であったためにトラックの重さを量る計量機が目盛りを振り切ってしまったものですから、重さが分からないということで1回バックホウのバケット1杯分だけ降ろして、荷を軽くして、結果的に3から4往復させて全部の重量を量り直したということでした。最終的には全て受け入れをしております。

<委員>

ちなみにその種類はどんな廃棄物でしたか。

<事務局>

がれき類です。

<議長>

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では質問がないようでございますので、以上で、議題2の廃棄物の受入実績につきましては終了させていただきます。

最後に、その他についてでございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

<事務局>

それでは3番の、その他の中で、議事ということではございませんけれども、報告事項ということで、この場を借りまして報告をさせていただきたいと思います。

昨日の早朝に静岡県駿河湾で地震が起きました。その対応についての経過等を報告させていただきます。

地震発生のニュース等の情報をキャッチいたしまして、私どもの職員、遠距離通勤の職員がほとんどでございますけれども、昨日、早朝午前6時過ぎから速やかに環境整備センターに参集いたしました。職員全員が、通常、定時8時30分ですけれども、それ以前に集まりましたので、地震情報など収集、把握いたしまして、初期対応について、まず、打合せを行いました。

その中で、気象庁発表が5時21分にございまして、その震度によりますと、北杜市は全体では震度4という情報が流れたんですけれども、明野町は須玉町と同じで震度3ということで気象庁から発表がございました。それで、環境整備センターの安全管理規程では、震度4以上の地震が発生した場合の対応について規定してございます。とは申しましても、当センターは受け入れを開始してから初めての、ある程度大きな地震という部分もございましたので、危機管理のシミ

ユレーションという意味合いも含めまして、今回のこの地震対応につきましては、この規定に沿って基本的に対応していくという方針を決定いたしました。

まず、昨日でございますけれども、廃棄物の受入予定が午前10時にごさいましたが、受入側の私どもセンター内の各種施設、あるいは、設備の安全性を確認する必要があることから、当日、要するに昨日の受け入れは取り止めるということをもまず決定いたしました。それと、センター内の各種施設、あるいは、設備の安全性のチェックにつきましては、重要度の高い貯留構造物、それから遮水工などを初めとした各種施設の点検を行いまして、異常の有無、あるいは、損傷の程度をチェック、具体的にはチェックシートによりましてチェックしておりますけれども、そのチェックをいたしました。それから、漏水検知システムにつきましても速やかに稼働しまして、午後には、遮水シートには漏水がなく異常なしとの結果が判明したわけでございます。ということで、最終的に全ての施設、あるいは、設備につきまして異常なしと判断できたわけでございます。

なお、昨日受け入れができなかった廃棄物につきましては、本日の午前中に埋立を完了しております。

<議長>

ありがとうございました。ただ今のご説明に、報告ではございますが、追加で質問はございませんでしょうか。

なければ、他に何かございますか。

<事務局>

本日、お手元に、前回、委員様の方には資料3という形の中で、今年の3月までに検討してきた公害防止細目規程の正式なもの、それから、災害廃棄物の受け入れに関する規程という形の中で定めたものを、従来ですね、3月までに検討してきた正式なものをお手元に参考資料として配布させていただきましたので、今後ご活用いただければ、ご承知しておいていただければありがたいと思います。

<議長>

資料に関わる説明は以上でございますか。

他にございませんでしょうか。その他に委員の先生方から何か追加質問などは。

<委員>

先ほど、事務局をお願いする議論の中でもあったんですが、是非、専門委員さんをですね、専門家をですね、是非、それぞれの立場の中から出ささせていただくということを、この委員会の中でご検討いただきたいというふうに思いますが。

<議長>

ただ今のご意見につきましては、まず事務局及び県の方でご検討いただいて、その結果をここを出していただいて、ここで改めて議論するということがございませうでしょうか。

<委員>

結構です。この場でなくて別に構いません。

<議長>

多分ですね、費用に関わることとか、その他いくつかあるでしょうから、そういったものをクリアしていただいて、県及び事務局等でご検討いただいて、次回にでもお考えを伺わせていただくということによろしゅうございますか。

<委員>

すいません、ちなみに、この議論は今までの委員会の中では出なかったでしょうか。浅尾の区長は委員会で申し入れたというような話を聞いてるんですが、その辺の経過はいかがなんでしょうか。

<事務局>

特に引き継ぎは受けてないんですが。

<委員>

あったと思います。今まで参加させていただいた委員会の中でそういうご意見の開陳があり、その場でですね、ある種の回答が県の方が、あるいは、事務局の方であったかと記憶しております。何か議事録、もしくは、その他があればですね、それらをご覧になっていただいて事務局の方でご検討いただいたらどうでしょうか。

<委員>

重ねてお願いですが、今日の議論もそうですが、先ほど私も恥ずかしながら申し上げましたように、自分自身も非常に理解しにくい部分、要するにデータを中心に難しいものが出てきます。まして信頼性に関する様々な考え方も出てくるかと思しますので、これ以降、今回の委員会、次回で検討ということで結構ですが、是非ともそこはですね、中立、公平性を保つためにもそういう形で、それぞれの立場での専門家の方の出席を仰ぐというようなことを、是非、前向きにご検討いただきたい旨のお願いをさせていただいて。

<委員>

参考までに、委員さんがお考えの専門家というのは、どういう分野の方をお考えでいらっしゃるでしょうか。

<委員>

当然、この廃棄物処分場に関して様々な研究されている方を私個人としては想定してはありますが、私が申し上げているのは、例えば、先ほど申し上げましたように、北杜市さんでも市としてそういう方をやっぱりお願いすべきではないのかなと私個人も思います。

そして、私たち、この地元の地域の代表の中からも、そういう方をお願いしていった方が良いかなというふうに私自身は考えています。

<委員>

地元の代表、市の代表ということですか。それがあある種の専門委員ということでございますから、ある種の専門的背景をお持ちの方ということでしょうか。

<委員>

そうです、専門性を持った方という認識であります。

<委員>

この委員会に出席されている学識経験者の先生を、私どもは専門の先生というふうに理解をしておるんですが、他にというのはどういう意味合いなんでしょうか。

<委員>

先ほど確か委員の方もお話されたように、そういう方を置かれることは別にいいんじゃないかというお話もありましたように、この間ですね、正直申しまして、別に2名の先生方がどうのこの間ということをお願いするつもりはありません。

専門の方でご見識をお持ちの方であることは承知をしておりますけれども、やっぱり地域の皆さんからすれば、ずっとこの間の、先ほど委員長のご挨拶の中でありましたように、この間ずっと会議をされてきているお立場ということを考えて時に、そのことを疑うつもりはありませんが、やはり、地元の皆さんはそういう不安を持っている部分がありますから、地元の皆さんのそういう立場というか、地元のことを主張しろということではなくして、地元が推薦する中立性を持った専門家の方を置く必要が私はあるんじゃないかなという意味合いで申し上げさせていただきました。

<議長>

先生はですね、ゴミを、もちろんエキスパートですから他の分野をも含めではありますけれども、先生自らお仕事されております。ちょっと簡単に。

<委員>

私は専門が環境衛生工学ということで、特にその中でも廃棄物管理のところを中心にやらせていただいておりますので、この処分場の関係についても委員さんもよくご存じのとおりで、安全対策委員会の時代から関わらせていただいて、多少なりの知識はこの処分場に特化した話です、存じてはありますし、私自身はこの場に専門委員の立場で呼ばれているわけですが、あくまでも中立の立場といいますが、専門的な見地からですね、意見を申し上げるという立場で出させていただいてつもりでありますので、そういう意味では中立性ということに関して、私も先ほど申し上げましたけれど、地元の住民の皆さんから見れば多少大丈夫なのかなという気があるのは仕方がないことだと思いますけれども、私自身はあくまでも中立的な立場として当然参加させていただいているというつもりでありますので、その点ご理解いただければと思います。

<委員>

私は先ほど重ねて申し上げますが、2名の先生方に対してどうのこうのという意味合いでものを申しているのではなくして、今お話もありましたように、この間の経緯を踏まえて、更にこの

委員会が客観性を持つという意味合いからすれば、地元の皆さんの心配を払拭するような形で、専門の方のご意見もいただく中で私たちが判断させていただくことによって、地元の人たちの理解やこの委員会に寄せる安心感が更に強まるんじゃないかなという思いがあるものですから、是非、そのことをご検討いただきたいということでもあります。

<委員>

私自身は水処理をメインにしています。基本的には水質でございます。そんなことで、広くは環境的なことでありますけども、水質がらみのことをやらせていただけてきましたし、学生と一緒に勉強をさせてもらいました。

ですが、もしそういう前向きな方向になるとすれば、それ以外の方ということになるんでしょうけれども、よく分かりません。事務局及び県ですね、ちょっとご相談いただきたい。少なくとも、過去に、確か浅尾地区の委員さんからだと思うんですが、その地区からの委員を増加してほしいという趣旨のご意見をいただいたという記憶がございます。

それに対してですね、いかなるご回答があったか、ちょっとはつきりしませんけども、提案とご回答を確認していただきながら考え方を整理して、次回にでも紹介していただきたいなというふうに思います。そういうことでお願いしてよろしゅうございますでしょうか。

<委員>

ちょっと補足させて下さい。なんで私がこんなことを強く申し上げるのかといいますと、浅尾区の中では区としてそういう委員会を、専門の方をお願いしての委員会を作ろうという話まで、区全体の話し合いの中であります。

しかし、私は区でそんなことをするよりは、この委員会の中でそういう、何ていうんですかね、専門家の方に入っただいてやってくことで、十分クリアできるんじゃないかなって思っている。そういうこともあるものですから、それらの声を受けながら発言をさせていただいているということがございますから、是非、一つそんなこともご検討の、考慮の一端にいただければというふうに思います。

<委員>

そうですね。データには、手分析とか、ある種自動的に計測されたものが記録されていくというプロセスがありますが、これにはですね、人為的な手は概して入ってくる余地がない性質のものだと思います。それ以上のリスク管理にかかわることというのは、回数を増やすとか、あるいは項目を増やすとかというような提案に関わることかなというのが一つと、それから何か一旦事があった時にどうするかというような話とかなどと思います。既に県の方では安全に関わるある種の流れを考えている。先ほどは地震に関してもお話がありました。問題があった時にはすぐに対応をとれるようなスキームはできあがっておるわけでございますけれども、そういった不測の事態時に、更に付加的に対応を加えとか加えないかっていうようなことや測定が必要かなどといったリスク管理に係る人がいるかないかというようなことがあります。いずれにしてもですね、その辺は事務局及び県等でご検討いただいて、次回ご開陳いただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

<議長>

他になければ、以上をもって会議を終わらせていただきます。なお、私自身、唐突にこの立場をお受けすることになりました。大変不慣れでございまして、皆様のご期待に添えないんじゃないかと危惧いたすわけでございますけども、今後ともどうぞよろしくご指導、ご協力いただきますようお願いいたします。

<事務局>

委員長さん、どうも円滑な議事の進行をありがとうございました。また、委員の皆様方にも長時間にわたりご議論いただきまして大変ありがとうございました。以上をもちまして本日の安全管理委員会を閉会させていただきます。

なお、この後ですが、委員の皆様方とマスコミの方を対象に施設の見学がございます。担当者がご案内いたしますので、移動のほどお願いいたします。

・ 議事終了

・ 委員の方々等による見学が行われた後、終了